

戸籍謄本について

目次

1. 戸籍謄本とは P 1
2. 戸籍謄本の改製について P 1
3. 戸籍謄本をご用意いただく事由について P 2
4. 必要な戸籍謄本の枚数（種類）について P 2～P 3
5. 戸籍謄本の入手方法について P 4
6. 具体的な戸籍謄本のたどり方について P 4～P 8
7. 入手した戸籍謄本の連続性の確認方法について P 9

みずほ銀行

1. 戸籍謄本とは

■ 戸籍謄本は、戸籍の内容を証明するものですが、種類によって異なる名称が使われます。

名称	内容
戸籍謄本	・戸籍内の全員の内容を複写した書面のことです。 (戸籍抄本は、戸籍内の一部の記載内容を証明するものです)
全部事項証明	・戸籍がコンピュータ化(電算化)され、横書きの戸籍が導入されている自治体では、戸籍謄本を「全部事項証明」といいます。
改製原戸籍謄本 かいせいげんこせき かいせいほらこせき	・戸籍制度の改正により、戸籍の様式が変更された際の手換え前(改製前)の戸籍謄本のことを「改製原戸籍」といいます。
除籍謄本	・戸籍内の全員がその戸籍から抜けた状態の戸籍謄本を「除籍謄本」といいます。
除籍全部事項証明	・電算化済の自治体では、除籍謄本を「除籍全部事項証明」といいます。

2. 戸籍謄本の改製について

- 戸籍の様式や編成基準は法令等の改正により変更されています。
- 新しい様式や編成基準に合わせて戸籍を書き換えることを「改製」といいます。昭和以降の主な戸籍の改製は、昭和20年頃に実施した「司法大臣の命による改製表示」のほか、以下の2つがあります。

1	昭和23年施行の戸籍法 および昭和32年法務省令 第27号による改製	・それまでの家単位の「戸主」を中心とした戸籍から、「夫婦とその未婚の子供」を単位とした戸籍に変更されました。
2	平成6年法務省令第5号 による改製	・戸籍事務の電算化(コンピュータ化)が認められたことに伴う改製です。 (「縦書き」から「横書き」に変更)

【戸籍の様式イメージ】

2	1																									
平成6年式戸籍	昭和23年式戸籍																									
平成6年の法務省令第51号で導入された電算化(コンピュータ化)された横書きの戸籍	昭和23年施行の戸籍法に基づき、昭和32年の法務省令第27号により、昭和33年4月から昭和41年3月にかけて導入された規格(縦書き)																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">全部事項証明</td> </tr> <tr> <td>本籍名</td> <td>〇〇〇〇〇〇 みずほ 太郎</td> </tr> <tr> <td>戸籍事項 戸籍改製</td> <td>[改製日] [改製事由] 戸籍事項欄</td> </tr> <tr> <td>戸籍に記録されている者 除籍</td> <td>[名]太郎</td> </tr> <tr> <td>身分事項 出生</td> <td>[出生日] [出生地]</td> </tr> <tr> <td>婚姻</td> <td>[婚姻日] [配偶者氏名] 身分事項欄</td> </tr> <tr> <td>死亡</td> <td>[死亡日] [死亡時分]</td> </tr> </table>	全部事項証明		本籍名	〇〇〇〇〇〇 みずほ 太郎	戸籍事項 戸籍改製	[改製日] [改製事由] 戸籍事項欄	戸籍に記録されている者 除籍	[名]太郎	身分事項 出生	[出生日] [出生地]	婚姻	[婚姻日] [配偶者氏名] 身分事項欄	死亡	[死亡日] [死亡時分]	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">身分事項欄</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">戸籍事項欄</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">籍本 〇 〇 〇 〇</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>太郎</td> <td>母 父</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>続柄</td> <td>名氏 みずほ太郎</td> </tr> </table>	身分事項欄		戸籍事項欄	籍本 〇 〇 〇 〇	生年月日	太郎	母 父			続柄	名氏 みずほ太郎
全部事項証明																										
本籍名	〇〇〇〇〇〇 みずほ 太郎																									
戸籍事項 戸籍改製	[改製日] [改製事由] 戸籍事項欄																									
戸籍に記録されている者 除籍	[名]太郎																									
身分事項 出生	[出生日] [出生地]																									
婚姻	[婚姻日] [配偶者氏名] 身分事項欄																									
死亡	[死亡日] [死亡時分]																									
身分事項欄		戸籍事項欄	籍本 〇 〇 〇 〇																							
生年月日	太郎			母 父																						
		続柄	名氏 みずほ太郎																							

3. 戸籍謄本をご用意いただく事由について

【被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本について】

- 相続手続きにあたり、『どなたが法定相続人になるか』を確認させていただくため、お亡くなりになられたお客さま(被相続人)の「生まれた時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本」のご提出をお願いしております。
- 戸籍が改製されると、書換え前の戸籍に書かれていた記載の一部が省略され、最新の戸籍にはない情報が「改製原戸籍謄本」や「除籍謄本」から見つかる場合もございます。殆どの場合、改製原戸籍謄本や除籍謄本をご用意いただく必要があることをご理解ください。

【相続人の戸籍謄本について】

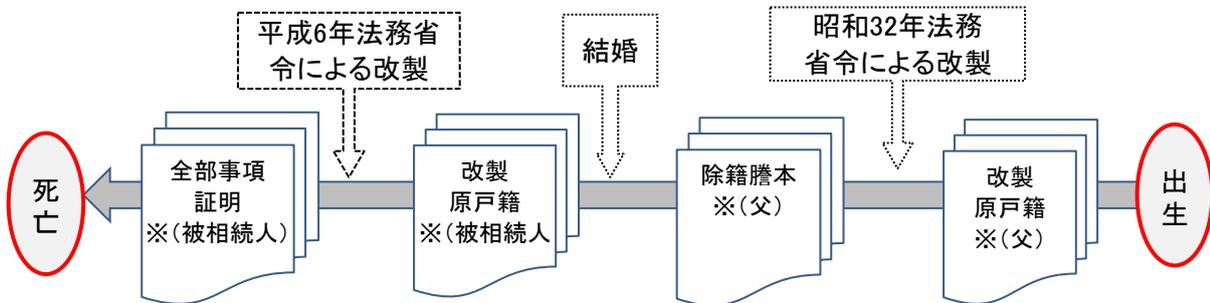
- 相続人の氏名・生年月日について、被相続人の戸籍謄本と相続人の「印鑑証明書」で一致を確認できない場合は、別途、ご提出をお願いする場合がございます。

4. 必要な戸籍謄本の枚数(種類)について

- 被相続人の「生まれた時から亡くなられた時まで」を確認するために必要な戸籍謄本の枚数(種類)は、被相続人の過去の経緯(結婚・転籍・養子縁組など)に加え、法務省令による改製等も関係し、各々異なります。

【出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本の一例】

(あくまで参考パターンです)



※戸籍筆頭者 …収集する戸籍の筆頭者

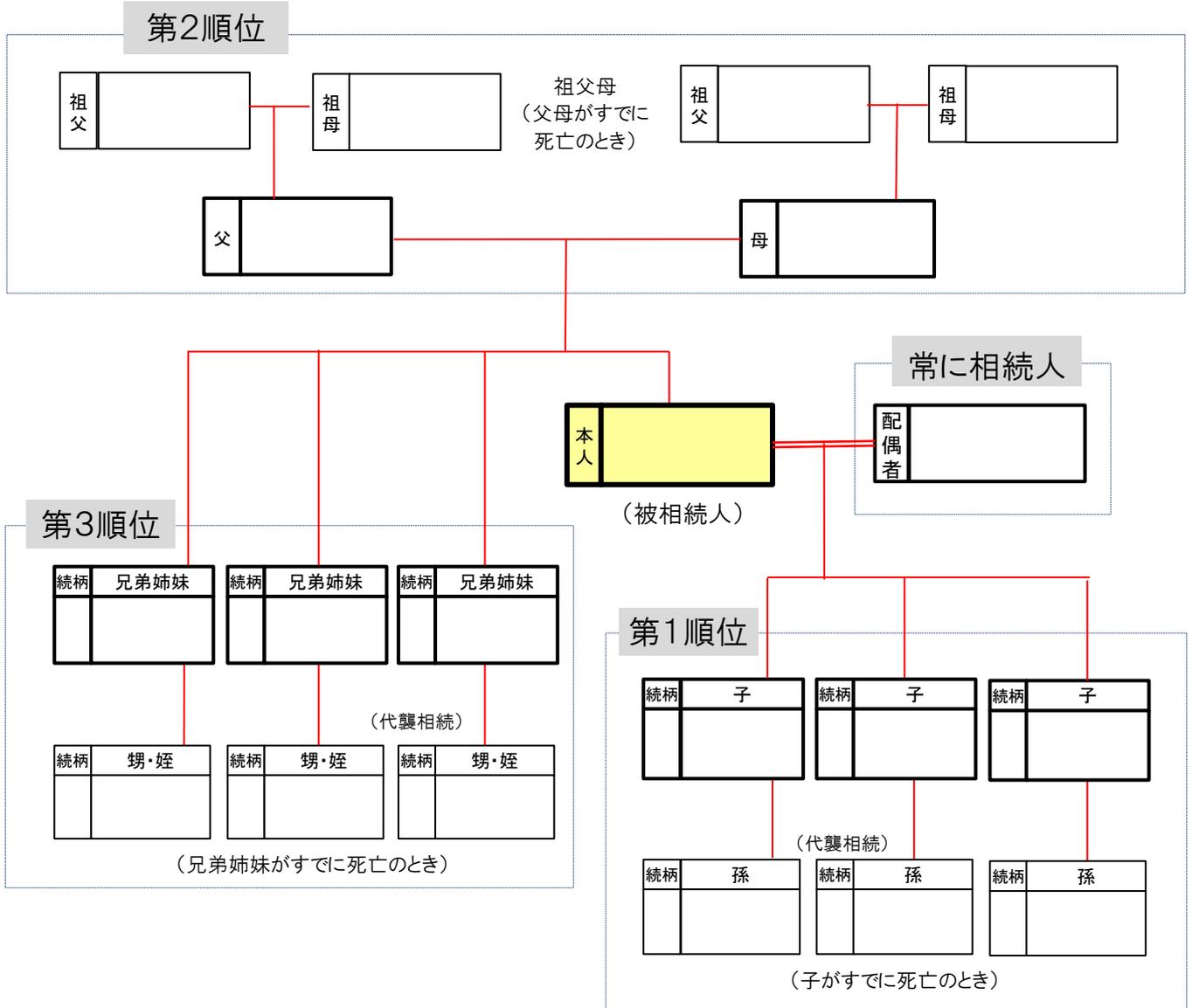
【戸籍謄本収集時の留意点について】

- 被相続人を中心とする「相続人関係図」を作成すると、戸籍謄本収集の効率が上がります。(後記【「相続人関係図」】の例)ご参照)
- 戸籍謄本は、一番新しい戸籍(被相続人の死亡事実が記載されている戸籍)からより古い戸籍へと順番に入手していくのが通例です。

【兄弟姉妹等が相続人になるケースについて】

- 以下の戸籍謄本をご用意いただく必要があり、収集の範囲が広がる場合がございます。
1. 亡くなられた方の両親の戸籍謄本(16才の誕生日以降、亡くなられた時まで連続しているもの)をご用意ください。
 2. 第二順位の祖父母の死亡がわかる戸籍謄本をご用意ください。
 3. 兄弟姉妹が結婚・養子縁組・分籍等で両親の戸籍から除籍され、その後死亡している場合は、除籍された時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本をご用意ください。(代襲相続人の確認のため)

【相続人関係図】の例



【相続人の範囲】

- 配偶者は常に相続人になります。
- 下記の方が以下の優先順位で配偶者とともに相続人になります。
 - 第1順位 … 「子」 (子が死亡している場合は孫が代襲相続人となります)
 - 第2順位 … 「父母」 (第1順位の相続人がいない場合)
 - (父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母)
 - 第3順位 … 「兄弟姉妹」 (第1順位・第2順位の相続人ともにいない場合)
 - (兄弟が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります)

5. 戸籍謄本の入手方法について

- 戸籍謄本等は、一番新しい戸籍(被相続人の死亡事実が記載されている戸籍)から、より古い戸籍へさかのぼって請求していきます。
- 戸籍謄本の「戸籍事項欄」の戸籍の編製事由、編製日、除籍日と亡くなられた方の「身分事項欄」の出生事項、婚姻事項、離婚事項などの事実発生日を見ながら、前の「本籍」がどこであったか、その戸籍の「筆頭者」が誰であるかを確認しながら、以前本籍のあった市区町村に請求していく必要があります。
- 戸籍謄本等は、以下のいずれかの方法で入手します。
 - ①本籍地の役所の窓口で直接請求する
 - ②郵送で請求する
- 申請書類や手数料は各自治体によって異なりますので、事前に本籍地の役所に電話で照会するか、ホームページを参照して、申請の仕方をご確認ください。
- 郵送で申請する場合には、申請書、定額小為替、返信切手を貼った返信用封筒、身分証明書のコピーを同封するのが一般的です。(「戸籍謄本等郵送請求書」の記入イメージは、右記ご参照)

【戸籍謄本等郵送請求書の記入イメージ】

戸籍謄本等郵送請求書			
請求者	住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3	
	フリガナ	ミズホ ハナコ	電話番号のわかる電話番号を記入してください。
	氏名	みずほ 花子	TEL 099-123-4567
請求者と必要とする者との関係 (〇をつけてください)		本人(○) 妻・子・孫・父母・祖父母 その他()	
必要な者の戸籍	本籍	東京都千代田区〇〇町9-9-9	
	氏名 (筆頭者)	みずほ 太郎	
戸籍抄本などの場合は、 必要な人の氏名			
請求書類		謄本	抄本
	戸籍	通	通
	除籍	通	通
		手数料(注)	
		1通	450円
		1通	750円
		1通	750円
使用注意 相続関係手続に使用するため。 必要者が表市区町村に在籍した全期間(継続しているもの)の謄本をお願いします。			
交付手数料(定額小為替) 750円 ・ 返信用切手 〇〇〇円 を同封します。			

6. 具体的な戸籍謄本のたどり方について

- 以下の事例をもとに、戸籍謄本を入手する際の具体的な流れをご説明します。

【具体的事例(みずほ太郎さんのケース)】

1. 被相続人 … みずほ太郎
2. 現在の戸籍(コンピュータ化された平成6年式戸籍)
本籍地: 東京都△△区●●町壱丁目五番地
筆頭者: みずほ太郎

- 次ページ以降に戸籍謄本の請求の仕方、謄本の見方、チェックするポイント等をお示ししますので参考にしてください。

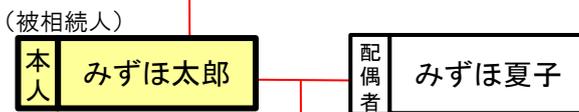
【みずほ太郎さんのケース】

明治40年11月4日生
昭和4年10月7日家督相続
昭和6年6月18日
山田花子と結婚
昭和42年9月18日死亡

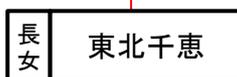


明治44年5月13日生
平成4年2月5日死亡

昭和8年1月5日生
昭和34年11月22日
日本夏子と結婚
平成26年10月11日死亡



昭和11年6月24日生
昭和34年11月22日
みずほ太郎と結婚



昭和36年5月2日生
昭和62年6月14日
東北健氏と結婚

① 現在の戸籍謄本(平成6年式戸籍)…みずほ太郎さんの死亡時の戸籍

- まずは被相続人の死亡時点の戸籍謄本を現在の本籍地の役所に請求します。
(みずほ太郎さんの場合は、「東京都△△区」の区役所に請求)
- 役所に請求するときに、「出生から死亡まで」と申し出ると、この前の戸籍(後記②)なども入手できる場合があります。

【①の戸籍の説明】

- この戸籍は平成14年12月21日にコンピュータ化による改製をしています。
- 太郎さんの「身分事項欄」(出生・婚姻などの事実発生日など)に死亡の記載がありますので、この戸籍が太郎さん死亡時の戸籍となります。

本籍	全部事項証明であることの表示 (1の1)		全部事項証明
	本籍	東京都△△区●●町老丁目五番地	
筆頭者の戸籍	氏名	みずほ 太郎	
	戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年12月21日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍事項欄	戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和8年1月5日 【父】みずほ 一郎 【母】みずほ 花子 【続柄】長男	
	除籍	平成6年の法令改正により平成14年12月21日に改製されています。	
身分事項欄	身分事項 出生	【出生日】昭和8年1月5日 【出生地】島根県■市 【届出日】昭和14年1月7日 【届出人】父	
	婚姻	【婚姻日】昭和34年11月22日 【配偶者氏名】みずほ夏子	【従前戸籍】島根県■市□町百七番地 みずほ一郎
	死亡	【死亡日】平成26年10月11日 【死亡時分】午後1時16分 【死亡地】東京都△△区 【届出日】平成26年10月13日 【届出人】親族 みずほ夏子	
	戸籍に記載されている者	【名】夏子 【生年月日】昭和11年6月24日 【父】日本 修二 【母】日本 圭子 【続柄】二女	
身分事項欄	身分事項 出生	【出生日】昭和11年6月24日 【出生地】大阪府××市 【届出日】昭和11年6月26日 【届出人】父	
	婚姻	【婚姻日】昭和34年11月22日 【配偶者氏名】みずほ 太郎 【従前戸籍】大阪府××市	

発行番号 019007-20081027-KOSK1234 (東京都△△区)

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

2015/△△/〇〇

東京都△△区長

東京次郎



④ 改製原戸籍謄本(みずほ太郎さんの出生時の戸籍)

【④】の戸籍の説明】

- この戸籍は戸主制度時代の戸籍ですので、夫婦と子供以外の続柄の人も記載されています。
- 戸籍事項をみると、昭和4年に家督相続によりこの戸籍が島根県■■■市で編製されています。
- みずほ太郎さんの「身分事項欄」にある「出生事項」は、出生したのが昭和8年で、この戸籍の編製時(昭和4年)より後ですので、これが出生時の戸籍となります。

改製原戸籍 島根県■■■市□□町百七番地 本籍ニ於テ出生父みずほ孝司母花子(以下略) 昭和四年拾月七日前戸主孝司死亡に因り家督相続届出 拾月拾六日受附? 山田花子と結婚届出昭和六年六月拾八日受附? 昭和参拾貳年法務省令第貳拾七号に因り昭和参拾参年 四月式拾五日本戸籍改製? 昭和参拾参年法務省令第貳拾七号に因り昭和参拾参年 拾月拾参日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除? 出生事項(省略) 婚姻事項(省略) 夫の死亡事項(省略) 死亡事項(省略)																							
本籍に於いて出生父みずほ一郎届出昭和八年拾月五日 改製により新戸籍編製に因り昭和参拾参年四月式拾 五日消除? 交付入籍? (以下省略)					(中略)																		
男長					母					主戸					主戸								
出生		母			父			出生		母			父			出生		母			父		
昭和八年拾月五日		花子			みずほ一郎			明治貳拾参年九月参日		良江			倉沢忠治			明治四年拾年拾月四日		みずほ孝司			良江		
		長男			長男					長女								長男			長男		

以上で戸籍謄本の取り寄せは終了です。
 みずほ太郎さんの事例では、一番新しい戸籍(死亡事実が記載されている戸籍)から、より古い戸籍へさかのぼって請求していった結果、出生から死亡までの戸籍は、① ~ ④ の4種類となりました。

